

一般財団法人日本看護学教育評価機構

守秘義務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）評価事業基本原則第10条に基づき、機構が実施する看護学教育評価において、評価者および事務職員の守秘義務に関する事項を定めることを目的とする。

(評価者)

第2条 この規程における「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 機構の看護学教育評価に従事するすべての委員会の委員。
- (2) 評価チームの評価員。
- (3) その他、必要に応じて設置された委員会の評価の判定に直接関わる委員。

(情報の範囲)

第3条 評価者または事務職員が評価事業において収集した情報は、看護学教育評価以外の目的に使用してはならない。

(守秘義務)

第4条 評価者および事務職員は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはならない。

- (1) 看護学教育評価を受審する大学（以下、「受審校」という）の評価者であること。
- (2) 受審校の評価活動を通して得られた情報。
- (3) 受審校の関係者の個人情報。
- (4) 受審校の評価活動を通して得られた他の評価者の個人情報。
- (5) その他、総合評価部会で必要とされる事項。

2 この守秘義務は、評価事業終了後においても継続するものとする。

(情報の管理)

第5条 評価者および事務職員は、評価の過程で知り得た受審校から提出された資料および情報、他の評価者の個人情報を厳重に管理すること。

- 2 機構事務局から送付された受審校に関する資料は、評価終了後に速やかに機構事務局に返却しなければならない。
- 3 評価者は、評価の過程で記録した会議議事録や評価者や事務局との間で取り交わした電子メールを含む書簡を受審校の評価終了後に破棄する。
- 4 機構事務局は、受審校が提出した諸資料について、保存する必要があるもの以外は、外部に漏れることがないように適切な方法で処分する。

(その他)

第6条 この規程は、理事会が決定する。

2 理事会は、この規則の改廃にあたり、評価に従事するすべての委員会から意見を聴くことができる。

附則

1. この規程は、2019年8月23日から施行する。